

令和7年度大津町一般廃棄物処理実施計画

1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和7年度大津町における一般廃棄物処理実施計画を定める。

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1ヵ年間とする。

3 処理計画の対象区域 大津町全域

面	積	99.10km ²
世帯	数	16,862世帯
人	口	36,470人

（人口及び世帯数は、令和7年3月31日現在見込）

4 一般廃棄物の排出の状況

過去2年間に排出された一般廃棄物の状況は次のとおり。

区 分	令和5年度			令和6年度			伸率 (%)
	搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計	
ごみ	8,580 t	62.97 t	8,642.9 t	8,417 t	80.28 t	8,497.2 t	△1.7%
し尿及び 浄化槽汚泥	5,157 k l	102 k l	5,269 k l	5,135 k l	97 k l	5,232 k l	△0.7%
世帯及び 人口	16,062 世帯 35,945 人			16,862 世帯 36,470 人			

5 一般廃棄物の処理主体

（1） ごみ処理に係る収集・運搬については、町及び町が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別紙）で実施し、中間処理及び最終処分は菊池広域連合で処理する。

し尿及び浄化槽汚泥処理に係る収集・運搬については、許可業者が実施し、中間処理及び最終処分については菊池広域連合で処理する。

区 分	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ	家 庭 系 （ 委 託 ・ 個人運搬 ） 事 業 系 （委 託（許可業者）・自社運搬）	菊 池 広 域 連 合 （ 直 営 ： 委 託 ）	菊 池 広 域 連 合 （ 一 部 委 託 ）
し 尿 及 び 浄 化 槽 汚 泥	大 津 町 （ 許 可 業 者 に よ り 実 施 ）	菊 池 広 域 連 合 （ 直 営 ）	菊 池 広 域 連 合 （ 農 地 還 元 、 一 部 委 託 ）

(2) 再資源化許可業者が行う処理（一般廃棄物処分業の許可業者）

種 類	許可業者
木くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	有価物回収協業組合 石坂グループ
樹木枝葉（粉碎車）	有限会社 日野環境
樹木枝葉、草	日野総合管理 株式会社
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	肥後木村組 株式会社
木くず	株式会社 大津技研

6 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

① ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の促進

(i) ごみの減量化、資源化の推進のため、次の事業を実施する。

事 業 名	目 的 ・ 内 容														
ごみ減量化対策事業	生ごみの減量化と資源化の普及を図るため、生ごみ処理容器の購入設置者に対し補助する。 ○家庭用生ごみ処理機 ※ 購入費用の1/2（上限 3,000円） ○電動式生ごみ処理機 ※ 購入費用の1/2（上限30,000円） ○ダンボールコンポスト ※ 購入費用の1/2（上限 500円）														
再生資源集団回収助成事業	住民団体による回収促進を図るため、団体による資源ごみの回収に対する補助を行う。 登録団体：行政区、子ども会、老人会等 助成品目： <table border="1"> <tr> <td>紙類</td><td>1kgあたり10円</td></tr> <tr> <td>ビン類（ビール瓶、一升瓶）</td><td>1本あたり10円</td></tr> <tr> <td>ビン類（その他のビン）</td><td>1kgあたり20円</td></tr> <tr> <td>缶類</td><td>1kgあたり20円</td></tr> <tr> <td>布類</td><td>1kgあたり20円</td></tr> <tr> <td>ペットボトル</td><td>1kgあたり30円</td></tr> <tr> <td>廃食油</td><td>1リットルあたり20円</td></tr> </table>	紙類	1kgあたり10円	ビン類（ビール瓶、一升瓶）	1本あたり10円	ビン類（その他のビン）	1kgあたり20円	缶類	1kgあたり20円	布類	1kgあたり20円	ペットボトル	1kgあたり30円	廃食油	1リットルあたり20円
紙類	1kgあたり10円														
ビン類（ビール瓶、一升瓶）	1本あたり10円														
ビン類（その他のビン）	1kgあたり20円														
缶類	1kgあたり20円														
布類	1kgあたり20円														
ペットボトル	1kgあたり30円														
廃食油	1リットルあたり20円														

(ii) ごみ減量化・リサイクルの促進

○再生資源集団回収団体について、新たな団体の掘り起こしに取り組み、更なる集団回収の活性化を図る。
○地域ボランティア作業等で出た草、木、竹については、樹木粉碎処理施設に搬入するとともに、樹木等粉碎車による町内巡回を行い緑のリサイクルを推進する。
○広報誌・ホームページ等による啓発の他、出前講座、各種イベント等を通じてごみ（特に生ごみ）の減量化、資源化の啓発を行う。
○マイバック運動を促し、ごみ袋使用の減量を推進する。
○ごみ分別アプリを導入し、ごみカレンダーのペーパーレス化と、ごみ出しに関する情報の提供

(iii) 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出指導

○集合住宅の所有者及び管理者等に対して、新築物件を重点的にごみの分別及びごみ出しルールの徹底とごみ一時保管所の清潔保持についての指導の強化を図る。また、増加する外国人住民に対しても同様の指導、周知を行っていく。
○店舗兼住宅からの家庭廃棄物と事業系一般廃棄物が混在しないように広報を行う。

イ 再資源化の方法及び量

分別収集したごみの再資源化については、菊池広域連合で実施。うち、ペットボトルについては、令和6年4月3日にサントリーグループと「ボトルto ボトル水平リサイクル」に関する協定を締結したことにより、最終引き取り先としてサントリーグループと実施協定を締結する事業者へ引き渡しが行われる。

ウ 関連施設の概要

菊池広域連合にて記載

② 収集・運搬計画

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(ア) 排出者

収集運搬は、一般家庭から排出されるごみ及び事業活動によって排出されるごみとする。

(イ) 分別

収集運搬は、燃やすごみ（生ゴミ、紙屑等）、不燃物（ガラス、陶器等、小型金物、廃家電）、資源ごみ①（ビン・カン類）資源ごみ②（新聞、折込チラシ）、資源ごみ③（雑誌、電話帳、その他紙製容器包装）、資源ごみ④（布類）、資源ごみ⑤（段ボール）、資源ごみ⑥（牛乳パック類）、資源ごみ⑦（ペットボトル）、資源ごみ⑧（容器包装プラ「食品トレイ、発泡スチロール含む」）、粗大ごみ、特定品目（廃乾電池、廃蛍光管、ライター、スプレー缶、水銀体温計、水銀血圧計、練り朱肉）の12種類にわけて実施。

(ウ) 収集主体

燃やすごみ、不燃物、資源物、粗大ごみ、特定品目は委託業者、事業活動によって生じるごみは一般廃棄物収集運搬業許可業者で収集運搬する。

ごみの種類		収集主体	収集方法	収集回数	収集袋	収集運搬業者(住所・氏名)
家庭系	燃やすごみ	委託	ステーション	週2回	指定	大津町大津132番地 有限会社 日野環境 代表取締役 日野 正人
	粗大ごみ	委託	個別収集	月1回	指定	
	不燃物	委託	ステーション	月1回	指定	
	資源物	委託	ステーション	週1回	指定	
事業系	特定品目	委託	ステーション	月1回	なし	
事業系ごみ		許可				別紙のとおり

イ 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量
大津町内を全域とする。

ごみの種類	計画収集人口(人)	自家処理人口(人)	計画収集量(t)	
可燃ごみ	36,948	0	委託	5,870 t
			許可	1,983 t
			個人	123 t
			可燃ごみ計	7,976 t
資源ごみ	36,948	0	委託	749 t
			許可	0 t
			個人	48 t
			資源ごみ計	797 t
粗大ごみ	36,948	0	委託	29 t
			許可	0 t
			個人	141 t
			粗大ごみ計	171 t
不燃ごみ	36,948	0	委託	160 t
			許可	0 t
			個人	61 t
			不燃ごみ計	221 t
特定品目 (廃乾電池) (廃蛍光灯)	36,948	0	委託	7 t
			許可	0 t
			個人	0 t
			特定品目計	7 t
人口計	36,948		ごみ排出量計	9,172 t

ウ 中間処理施設の概要
収集運搬において中間施設は使用せず。

③ 中間処理計画

菊池広域連合の処分計画による。

④ 最終処分計画

菊池広域連合の処分計画による。

⑤ その他

ア 特別管理一般廃棄物

菊池広域連合の処理計画による。

イ 適正処理困難物

菊池広域連合の処理計画による。

(2) 生活排水処理実施計画

① 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	36,948人
2	水洗化・生活排水処理人口	34,935人
	(1) 下水道	28,350人
	(2) 農業集落排水人口	2,423人
	(3) コミュニティ・プラント	0人
	(4) 合併処理浄化槽	4,162人
3	水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,464人
4	非水洗化人口	549人
	(1) 収集人口	508人
	(2) 自家処理人口	41人
5	計画処理区域外人口	0人

② 収集運搬計画

ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

(ア) 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

(イ) 方法

許可業者により収集する。

(ウ) 収集方法

各戸から許可業者への依頼により個別収集を行う。

生活排水の種類	収集主体	収集運搬業者（住所・氏名）
し尿	許可	大津町大字大津132番地 有限会社 日野環境 代表取締役 日野 正人
浄化槽汚泥	許可	

- イ 収集運搬する区域と収集運搬するし尿・浄化槽汚泥の量
大津町内の全域とする。

種類	収 集 量
し尿	1, 178 kℓ
浄化槽汚泥	3, 957 kℓ
合 計	5, 135 kℓ

- ウ 中間施設の概要
収集運搬において中間施設は使用せず。

- ③ 中間処理実績
菊池広域連合の処分計画による。
- ④ 最終処分実績
菊池広域連合の処分計画による。